

防災訓練結果の概要（個別訓練①）

1. 訓練の目的

本訓練の目的は、「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画」（以下、「中長期訓練計画」という。）に基づき、対策組織機能班レベルの対応能力の向上をねらいとするほか、重大事故対応の要員の知識、技術の習得、向上を図ることであり、以下を達成目標とした。

- (1) 対策組織機能班レベルの対応能力向上
 - a. 事業部対策本部から即応センターに対して適切な状況報告が行なわれていることの確認。
 - b. 事業部対策本部内、即応センター間で適切に情報共有されていることの確認。
- (2) 原子力災害の発生を想定した対策作業の知識・技術の習得、向上
 - a. 統括当直長の指示のもと、あらかじめ定められている動力電源喪失時の措置が実施できることを確認。
 - b. 建屋内で発生した傷病者を、担架等で建屋入口まで搬送できることを確認。

2. 実施日および対象施設

- (1) 実施日
2019年9月12日（木）13:00～16:00
- (2) 対象施設
再処理施設、廃棄物管理施設

3. 実施体制、評価体制および参加人数

- (1) 実施体制
本訓練は、再処理事業部対策本部、全社対策本部のうち即応センター（ERC対応室）の再処理事業部対策本部の対応要員を対象に訓練を実施した。
- (2) 評価体制
本訓練では、緊急時対策所およびERC対応室に訓練評価者を3名、現場作業に訓練コントローラ兼評価者を8名配置し、評価シートを用いて訓練評価を行った。
- (3) 参加人数
訓練参加者：410名（訓練コントローラ14名含む）
訓練評価者：11名（訓練コントローラ8名含む）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

本訓練は、中長期訓練計画に基づき、既存のプラント状況、設備を使用した訓練を実施するため、現在（再処理施設しゅん工前）のプラント状況を前提とした訓練を実施した。

【想定発生事象】

- ・ 平日、昼間に震度5強（300gal）の地震が発生。地震に伴い外部電源喪失。
- ・ 地震に伴い廃棄物管理施設で、輸送容器の落下事象発生。
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵施設の第1非常用ディーゼル発電機が自動起動に失敗し、当該施設で全交流電源喪失。当直員による電源車接続作業を開始。
- ・ 全交流電源の喪失から30分経過し、原子力防災管理者は警戒事態該当事象（AL25）を判断、警戒態勢発令。
- ・ 使用済燃料プールにおいて、急速な水位低下発生。
- ・ 使用済燃料プールの水位低下に伴う空間線量の上昇により水位測定が困難となったことから、原子力防災管理者は全面緊急事態該当事象（GE30）を判断。

5. 防災訓練の項目

個別訓練

(1) その他必要と認める訓練

- ① 対策組織等の設営訓練
- ② 原子力災害対応の習熟訓練
- ③ その他（管理区域内で発生した傷病者の建屋外搬送）

6. 訓練結果の概要

(1) その他必要と認める訓練

① 対策組織等の設営訓練

- ・ 通報対応として、EALに基づく通報文の作成および発信ならびに電話確認対応を実施。
- ・ 再処理事業部対策本部から即応センター（ERC対応室）への状況報告として、ERC対応室の立ち上げ、再処理事業部対策本部の情報伝達およびQA対応を実施。
- ・ 事業部対策本部内および即応センター（ERC対応室）間の情報共有として、非常時対策組織、再処理事業部対策本部の立ち上げ、行動規範（ガイドライン）に基づくブリーフィングおよび目標設定会議等を実施。

② 原子力災害対応の習熟訓練

- ・ 電源車の接続作業として、使用済燃料受入れ・貯蔵施設への給電を想定した対応手順および要員によるケーブル接続作業を実施。
- ・ 通信機能確保作業として、制御建屋、ユーティリティ建屋および低レベル廃棄物処理建屋に設置された通信設備用発電機のケーブル接続および起動を実施。
- ・ 地震に伴う廃棄物管理施設での輸送容器落下事象を想定し、トラブル対応手順に基づく汚染確認および現場確認作業を実施。

③ その他（管理区域内で発生した傷病者の建屋外搬送）

- ・ 管理区域内で発生した傷病者（歩行不能）を想定し、バックボードを使用した建屋

外への負傷者搬送作業等を実施。

7. 訓練の評価

「1. 訓練の目的・目標」に示した達成目標に対し、訓練評価者による評価を行った。評価結果を以下に示す。

(1) 対策組織機能班レベルの対応能力向上

評価項目	評価結果
a. 事業部対策本部から即応センターに対して適切な状況報告が行なわれていることの確認。	事業部対策本部から即応センター（E R C 対応室）への状況報告については、C O P 資料等の配布、部分的な質問要求の対応、配備資料の使用等、概ね良好に対応できた。
b. 事業部対策本部内、即応センター間で適切に情報共有されていることの確認。	<p>事業部対策本部内、即応センター（E R C 対応室）間の情報共有については、資料配布は行動規範（ガイドライン）に基づき適切に実施されていたが、定期ブリーフィングの回数が予定より少ない等、一部改善事項が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C O P 資料は作成後、速やかに E R C 対応チームに情報提供されているが、行動規範（ガイドライン）のとおり定期ブリーフィングが開催されなかったため、C O P 資料の不足が発生した。 <p>[8. (1) 定期ブリーフィング実施方法の改善 参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長への細かい報告が多く、結果的に本部長からの指示事項が増え、本部長の情報集中に負担が見られた。 <p>[8. (2) 本部長指示方法の見直し 参照]</p>

(2) 原子力災害の発生を想定した対策作業の知識・技術の習得、向上

評価項目	評価結果
a. 統括当直長の指示のもと、あらかじめ定められている動力電源喪失時の措置が実施できることを確認。	当直による現場作業については、定められた手順、要員数での作業を問題なく実施できることを確認した。
b. 建屋内で発生した傷病者を、担架等で建屋入口まで搬送できることを確認。	負傷者搬送訓練については、バックボードを使用してフロア移動、J E T 引渡しの連携は問題なく実施できることを確認した。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

本訓練において、抽出した主な改善点は以下のとおりである。なお、当該改善事項については、2020年3月6日に実施した原子力防災訓練(総合訓練)の実施結果から評価を行った。

主な要改善事項	対策
<p>(1) 定期ブリーフィング実施方法の改善</p> <p>【問題点】 行動規範(ガイドライン)どおりに定期ブリーフィングが実施されなかった結果、COP資料の作成不足が発生した。</p> <p>【原因】 ①ブリーフィング以外でのCOP資料の作成タイミングをルール化していなかったため、定期ブリーフィングの未開催によりCOP資料の作成が行われなかった。</p>	<p>【対策】 ①行動規範(ガイドライン)を改定して、定期ブリーフィングが開催されない場合であっても定期的にCOP資料は作成し、本部内へ配布することを定めた。</p> <p>【評価】 ①2020年3月6日実施した原子力防災訓練(総合訓練)では、行動規範(ガイドライン)に基づき、COP資料が作成され、不足は発生しなかったことから、対策は有効であった。(完了)</p>
<p>(2) 本部長指示方法の見直し</p> <p>【問題点】 再処理事業部対策本部長への細かい報告が多く、結果的に本部長からの指示事項も増え、本部長に情報が集中し負担となった。</p> <p>【原因】 ①各機能班からの報告について、重要度が比較的低い情報も適宜報告された結果、必要以上の緊急ブリーフィングや目標設定会議の実施が行われ、本部長からの指示事項も増加し負担となった。</p>	<p>【対策】 ①行動規範(ガイドライン)を改正し、各班から本部長に報告する情報について、緊急ブリーフィングの必要性を事前に本部事務局の担当部長で確認することとし、緊急性の低い情報は、定期ブリーフィングで報告させ、情報集中による負担の軽減を図った。</p>

	<p>【評価】</p> <p>①2020年3月6日に実施した原子力防災訓練（総合訓練）では、行動規範（ガイドライン）に基づき、本部事務局により、報告内容の事前判断が行われた結果、不要な緊急ブリーフィングや目標設定会議は特になく、本部長の負担軽減となったと判断できることから、対策は有効であった。（完了）</p>
--	--

以上